

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月11日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第30号

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則（平成17年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（委任事務） 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第5号から第9号までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。 （1）～（5）略 （6）保育所、<u>地域型保育事業</u>、<u>認定こども園</u>及び<u>乳児等通園支援事業</u>に関するもの。 （7）～（9）略</p>	<p>（委任事務） 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第5号から第9号までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。 （1）～（5）略 （6）保育所、<u>特定地域型保育事業及び認定こども園</u>に関するもの。 （7）～（9）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。